

コンプライアンス 至上の時代

行政書士 林 英男氏



6

超寸法および重量物の運行に関する法的規制のなかで、道路法と車両制限令を根拠とする特殊車両通行許可申請について説明する。

特別に限度超えられる許可

道路・橋梁・トンネルなどの公共構造物は、一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるように設計されている。規格を超える車両の運行は、その構造や交通に支障を及ぼす恐れがある。

幅・重量・高さ・長さ・軸重・輪荷重および最小回転半径が、政令で定める最高限度(一般制限値)を超える場合は、原則として道路を運行できない。

しかし、道路は実際の社会・経済活動のなかで、車両の使用目的や積載する貨物の特殊性から、やむを得ず最高限度を超える車両を運行させなければならないことがある。

車両の構造や積載する貨物の特殊性を審査し、社会・経済活動の円滑化と公共の福祉の増進という目的上やむを得ないと道路管理者が認めた場

特殊車両通行許可の規制

許可取得率は改善

合に限り、道路など公共構造物の構造を保全し、交通の危険を防止するのに必要な条件(経路の指定、運行時間の制限や誘導車配置など)を付して運行を認めることができる。これが特殊車両通行許可だ。

警察が許認可せず違法看過

特殊車両通行許可制度は昭和三十六年に制定された。指導取り締まり権限を有する同法の許認可庁が警察でなく、国土交通省や地方自治体などの道路管理者だったため、指導取り締まりが甘く、無許可運行、許可外運行を看過していた。

平成十六年、相次ぐ超寸法および重量物の重大事故発生で同法が改正された。平成二十年からの取り締まりと罰則の強化、コンプライアンスへの意識の高まりから、許認可取得率は大幅に改善している。

しかし、まだ取得率は五〇%前後だと思われる(平成十八年度国土交通省公表実績三六%)。

指導取り締まりは合同実施

取り締まりの実務は、許認可庁の道路管理者が道路を保全し、交通の危険を防止するために行う。特殊車両の通行実態、道路の状況や事情を勘案し、沿道そのほかの適切な場所に重量計や車両計測機器を備えた指導取締基地を設置する。

また、可搬式の重量計測装置を整備し、特殊車両を違法に通行させたものを取り締まり、指導警告書を発行。常習者には、許可の取り消しや罰金などの罰則を適用する。

指導取り締まりは、必要に応じてほかの道路管理者、陸運局などと合同で実施する。不測の事態を想定し、あらかじめ所轄警察署と調整し、指導取り締まりの現場に警察官の立ち会いを求めている。

問い合わせは林行政書士事務所まで。電話086(2773)88844。